

第4 会務諸報告

第5

1. 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項（相続等による取得）の規定による届出について
- (2) 農地改良届について
- (3) 建議書について

平成28年度仙北市農業施策について

2. 議 事

(1) 議案第40号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第41号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(3) 議案第42号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(4) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊藤 一彦 参事 門脇 益美
係長 樫尾 健 主事 高橋 直人

7. 書 記

参事 門脇 益美

8. 議事録署名員

4番 佐藤 孝典 6番 佐藤 和

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成27年第14回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 おはようございます。私事で申し訳ありませんが、今回のことにつきましては、委員の皆様から心温まる弔電やご芳志などを頂き、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に4番佐藤孝典委員、6番佐藤和委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時10分）

議長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定（相続等）による届出についてです。11月6日から12月8日までに9名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

樫尾係長 次に報告2。整理番号1番、農地改良届につきまして報告致します。田沢湖岡崎地区におきまして、農地改良届が提出されております。申請者につきましては、〇〇さん、農地改良の内容につきましては、盛土を約200cm、改良期間につきましては11月20日から来年3月8まで行う旨の届出がでております

次整理番号2番、農地転用事業計画変更承認申請書につきまして報告致します。本年8月に農地法第5条にて一時転用許可が出されております西木町上桧木内地区においてのヘリポートにつきまして、本年11月末で終了する予定でしたが、降雪による作業の遅れや作業員の安全確保のため、冬期間の作業が難しいことから一時転用期間の延長の申請であります。新たな一時転用期間につきましては、許可日の平成27年8月26日から28年11月30日までの1年間の期間延長となります。以上です。

伊藤局長 次に報告3。11月30日に市長及び市議会議長、産業建設常任委員長に提出してきたところです。内容については、資料3ページからは国・県への要請事項として12月2日に県選出国會議員へも要請事項として提出しております。これについては11月に開催された農業委員大会で決議された内容でもあります。それから市への要請事項として、8ページから記載している内容について要請を行っております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第40号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年12月9日提出。仙北市農業委員会会長羽

川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町八割地区、田1筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は山形県天童市にお住まいの〇〇さん。譲受人は角館町八割地区の〇〇さんです。利用目的は田。売買価格は贈与での3条所有権移転です。申請事由はこれまで譲受人が耕作をしておりましたが、今後譲渡人が農業経営を行わないとのことから、これまで耕作をしていた譲受人へ農地を無償で譲り渡すとのことです。

次整理番号2番、農地の所在が角館町八割地区、田1筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は角館町八割地区の〇〇さん。譲受人は同じく八割地区の〇〇さんです。利用目的は田。売買価格は贈与での3条所有権移転です。申請事由は譲渡人の所有農地は申請地のみで今後農業経営は困難であることから、譲受人へ贈与するとのことです。

次整理番号3番、農地の所在が田沢湖生保内地区、田1筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さん。譲受人は同じく生保内地区の〇〇さんです。利用目的は田。売買価格については贈与での3条所有権移転です。申請事由は譲渡人の所有農地は申請地のみで今後農業経営は困難であることから、譲受人へ贈与するとのことです。

整理番号4番、農地の所在が、角館町西野川原地区、田1筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は角館町西野川原地区の〇〇さん。譲受人は同じく西野川原地区の〇〇さんです。利用目的は田。売買価格については10アール当たり〇〇円の総額〇〇円です。自己資金での支払いになります。申請事由は農作業の効率をあげるための双方の希望による売買になります。

次整理番号5番、農地の所在が田沢湖卒田地区、田2筆、面積が

合計〇〇㎡、譲渡人は田沢湖卒田地区の〇〇さん。譲受人は田沢湖梅沢地区の〇〇さんです。利用目的は田。売買価格については10アール当たり〇〇円の総額〇〇円です。自己資金での支払いです。申請事由は譲渡人は高齢のため今後農業ができないことと、基盤整備により共有地となっており名義をあわせて変更することです。

次に整理番号6番、農地の所在が角館町雲然地区、田2筆、面積が合計〇〇㎡、賃貸人は角館町雲然地区の〇〇さん。賃借人は同じく雲然地区の〇〇さんです。利用目的は田。3条賃貸借になります。賃貸借料は10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵、期間については10年間になります。申請事由は貸付人が高齢となり農業を行うことが困難となったため、農地の賃貸借を行うとのこととです。

以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。14番辻委員より現地確認報告をお願いします。

14番辻 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号2番、4番、6番につきましては、26番鈴木委員より現地確認報告をお願いします。

26番鈴木 《整理番号2番、4番、6番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号3番につきましては、15番倉橋委員より現地確認報告をお願いします。

15番倉橋 《整理番号3番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号5番につきましては、22番真崎委員より現地確認報告をお願いします。

22番真崎 《整理番号6番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第40号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第40号については許可することに決定します。 (9時32分)

議長 次に、議案第41号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

《22番真崎委員退室》(9時33分)

議長 それでは整理番号2番を上程します。説明をお願いします。

高橋主事 内容について説明します。整理番号2番、農地の所在が田沢湖卒田地区で登記簿現況共に田、4筆、合計面積が〇〇㎡。賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖卒田地区の〇〇さん。賃借人は田沢湖卒田地区の〇〇さんです。利用目的は田として。売買価格が10a当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は5年。水利費につきましては借人負担です。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号2番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《22番真崎委員入室》(9時36分)

議長 次に、整理番号6番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

《14番辻委員退室》(9時37分)

議長 それでは整理番号6番を上程します。説明をお願いします。

高橋主事 内容について説明します。整理番号6番、農地の所在が角館町八割地区で登記簿現況共に田1筆、面積が〇〇㎡。賃貸借の案件です。賃貸人は東京都世田谷区にお住まいの〇〇さん。賃借人は角館町八割地区の〇〇です。利用目的は田として。売買価格が10a当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は10年。水利費につきましては借人負担です。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号6番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《14番辻委員入室》（9時41分）

議長 次に整理番号2番、6番を除き一括上程します。説明をお願いします。

高橋主事 整理番号1番、農地の所在が角館町山谷川崎地区で登記現況ともに田2筆、合計面積が〇〇㎡。所有権移転の案件です。譲渡人は角館町山谷川崎地区の〇〇さん。譲受人は角館町川原地区の〇〇さん。利用目的は田として。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円。こちらは自己資金での支払いです。

次に整理番号3番、農地の所在が角館町山谷川崎地区、登記現況ともに田、17筆〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は青森県むつ市にお住まいの推定相続人〇〇さん。賃借人は、角館町山谷川崎地区の〇〇さん。利用目的は田、売買価格は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は10年、水利費は賃借人が負担です。

次に整理番号4番、農地の所在が角館町菌田地区、登記現況ともに田6筆、合計面積は〇〇㎡、賃貸借の案件です。貸付人は角館町菌田地区の

〇〇さん、借受人は同じく菌田地区の〇〇さん。利用目的は田、売買価格は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は5年、水利費は賃借人が負担です。

次に整理番号5番、農地の所在が角館町下延地区、登記現況ともに田及び畑、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町下延地区の推定相続人〇〇さん。賃借人は同じく下延地区の〇〇さん。利用目的は田及び畑、面積は田12筆〇〇㎡、畑1筆〇〇㎡。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間については10年となります。水利費につきましては賃借人の負担です。

次に整理番号7番、農地の所在が西木町桧木内地区、登記現況ともに田、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町桧木内地区の〇〇さん。賃借人は西木町門屋地区の〇〇。利用目的は田、面積は田4筆〇〇㎡。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間については10年となります。水利費につきましては賃借人の負担です。

次に整理番号8番、農地の所在が西木町桧木内地区、登記現況ともに田、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町桧木内地区の〇〇さん。賃借人は西木町桧木内地区の〇〇さん。利用目的は田、面積は田2筆〇〇㎡。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間については5年となります。水利費につきましては賃借人の負担です。

次に整理番号9番、農地の所在が西木町桧木内地区、登記現況ともに田、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町桧木内地区の〇〇さん。賃借人は西木町西明寺地区の〇〇さん。利用目的は田、面積は田2筆〇〇㎡。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間については5年となります。水利費につきましては賃借人の負担です。

次に整理番号10番、農地の所在が西木町桧木内地区、登記現況ともに田、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町桧木内地区の推定相続人〇〇さん。賃借人は西木町西明寺地区の〇〇さん。利用目的は田、面積は田2筆〇〇㎡。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間については5年となります。水利費につきましては賃借人の負担です。

次に整理番号11番、農地の所在が西木町桧木内地区、登記現況ともに田、賃貸借の案件です。賃貸人は西木町桧木内地区の推定相続人〇〇さん。賃借人は西木町桧木内地区の〇〇さん。利用目的は田、面積は田2筆〇〇㎡。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間については5年となります。水利費につきましては賃借人の負担です。

次に整理番号12番、農地の所在が田沢湖生保内地区、登記現況ともに田、使用貸借の案件です。貸付人は田沢湖生保内地区の〇〇さん。借受人は田沢湖生保内地区の〇〇さん。利用目的は田、面積は田1筆〇〇㎡。賃貸借料につきましては、期間については3年となります。

次に整理番号13番から19番につきましては、再設定の案件、また整理番号20番から39番までは農地中間管理事業の報告案件です。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので説明は割愛させていただきます。説明以上です。

議長 説明が終わりました。この内容にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議なしと認めます。議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、異議なしと認め、適正と判断することとします。(9時48分)

議長 次に、議案第42号、現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾係長 それでは議案第42号、現況非農地証明願いについて内容説明致します。

整理番号1番、農地の所在は、角館町西長野地区、登記田、現況宅地、面積につきましては、1筆〇〇㎡。申請者は〇〇さん、非農地の事由としましては、年月日不詳から宅地として利用しています。現状につきましては資料に写真を載せていますのでご覧ください。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告をお願いします。整理番号1番については26番鈴木委員から報告をお願いします。

26番鈴木 14番委員と19番委員、事務局とで現地確認をしております。申請者も立ち会いのもと、経緯などを聞きながら現地の確認をしてきました。資料の写真のとおり現地については、元の宅地跡地になっており、現在は申請地の隣接地に居住しております。当該地は土台で使用した石などがあり、今後の耕作はできないと判断しております。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『異議無し』の声

議長 無いですので、議案第42号については非農地として認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第42号については非農地と判断をし、許可することに決定します。 (9時55分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

議長 5番委員、16番委員は欠席ですので、共済からの報告はありますか。
10番佐藤 特にありません。

議長 農協からの報告はありますか。

18番草薙 ≪太平物産の肥料製造問題についてのJAの対応等≫

議長 次に、連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 ≪協議事項 今後の日程≫

≪太平物産(株)製造肥料問題についての情報提供 他≫

12月18日(金)農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」)

1月8日(金)第1回農業委員会総会(西木総合開発センター「集會室」15時～)

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

24番糸井 私の担当地域に何年も耕作を行っていない捨て作りの農地があり、耕作放棄地となった場合に固定資産税課税の強化により約1.8倍となることから誰かに耕作してもらいのいいのですが、何人か相談を受けたそうです。しかし土地改良などを実施しないと農道もなく用水路もない状態で耕作にはかなり不便です。このような農地については中間管理事業での貸借などを出来るのかどうか。もう1つ、土地改良などを行った場合、以前は国や県などでの補助などもありましたが、現状はその補助などもないのが実情です。そのような農地についてどうにかならないかと相談

を受けておりますが、もし中間管理事業で受けることができる場合の上限や下限などわかる範囲で教えて頂けないか。

議長 先日の新聞等によれば補正予算において、大規模な土地改良事業費が要望されたとの情報が載っておりましたが、農道や用水路などの予算はついたものと思われませんが、その農地について土地改良事業を実施する場合はやはり周辺の農地とともに行うことが必要であり、周辺農地の所有者などの同意が必要であると考えます。

伊藤局長 大変申し訳ありませんが、土地改良事業にかかる上限や下限などの情報については、持っておりません。農山村活性課などに問い合わせまして、なにかしら分かりましたら総会等において報告できるように致します。

19番山本 県選出議員への要請活動において、要請を受けた議員の方々はどのような様子で受けとめたのか。

伊藤局長 今回の要請活動の際には、県選出国會議員の方々は全員来て頂きました。農業県の共通の問題として、今後努力をしていくと述べておりました。

議長 限られた時間の中で様々な意見などを話しましたが、考えることは同じではないか。ただ政府へ話を持って行ってもなかなか取り上げてもらう機会がないとの話をしておりました。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成27年第14回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時22分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 2 7 年 月 日

議 長 _____

署 名 員 4 番 _____

署 名 員 6 番 _____